

通所介護事業所（利用定員 18 人以下）に係る

地域密着型サービスへの移行について

介護保険法の改正により、利用定員 18 人以下の通所介護事業所については、平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型通所介護事業所となり、指定・指導権限が滋賀県から各市町へ移行されます。

1. 移行の対象となる事業所について

○平成 28 年 4 月 1 日において、利用定員が 18 人以下の通所介護事業所

※事業所の利用定員とは、事業所において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限をいいます（単位ごとの定員ではありません）。

	ケース	利用定員	指定権者
例 1	単位 1：月曜～金曜 定員 30 名 単位 2：土曜 定員 10 名	30 名	滋賀県
例 2	単位 1：午前 定員 10 名 単位 2：午後 定員 10 名	10 名	草津市
例 3	単位 1：9 時～17 時 定員 15 名 単位 2：9 時～13 時 定員 10 名	25 名	滋賀県

※介護予防通所介護については、地域密着型サービスに移行せず、平成 28 年 4 月 1 日以降も、利用定員にかかわらず、引き続き県指定の介護予防サービスのままです。なお、すべての介護予防通所介護事業所が、平成 30 年 3 月 31 日をもって終了となります。

2. 移行に際する手続きについて（みなし指定について）

○平成 28 年 4 月 1 日時点で通所介護の指定を受けている事業所については、地域密着型通所事業所として指定があったものとみなされるため、特段の移行の手続きは必要ありません（みなし指定）。

3. みなし指定の範囲について

○事業所が所在する市町から地域密着型通所介護事業所として指定があったものとみなされま

す。

○また、平成 28 年 3 月 31 日において、事業所が所在する市町以外の市町村を保険者とする利用者がある場合は、当該市町村から指定を受けたものとみなされます。ただし、これは該当する利用者個人に限られたみなし指定（利用者みなし指定）となります。

○みなし指定の有効期間は、平成 28 年 4 月 1 日から改正前の通所介護の指定を受けた日から 6 年を経過する日の前日（指定通所介護事業所の指定有効期間満了日）の間となります。

4. 指定基準について

○地域密着型通所介護の指定基準（厚生労働省令）では、現行の通所介護の基準とほぼ同じ内容となっておりますが、運営推進会議の設置が必要となります（認知症対応型通所介護においても平成28年度から運営推進会議の設置が必要であり、平成28年3月議会に条例改正案を上程中。詳しくは、資料3-2参照）。

※運営推進会議とは、事業者が自ら設置するもので、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としています。

※運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等）、市町村の職員または地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有するもの等で構成します。

※おおむね6月に1回以上開催して活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける必要があります。また、それらを記録し、公表する必要があります。

○また、地域密着型通所介護の指定基準は、厚生労働省令にもとづき、市町が条例で定めることとなりますが、当該基準条例の制定は、1年間の経過措置が設けられており、条例が制定施行していない間は、厚生労働省令で定める基準が適用されます。

5. 介護報酬について

○基本サービス費（地域密着型通所介護費）については、前年度の利用者数の実績にかかわらず、現在の小規模型通所介護費の単位数が踏襲される予定です。

6. 移行後の新たな利用者の受け入れについて

○地域密着型サービスは、原則として事業所が所在する市町の被保険者（事業所所在市町に居住する住所地特例対象者を含む）だけが利用できます。

○ただし、事業所が所在する市町外からの利用希望者がいる場合、所在地市町と利用者の保険者である市町の双方の同意があれば、利用者の保険者である市町からの指定を受けて、利用者を受け入れることができます。

7. 移行後の変更届等の各種手続きについて

○変更届、休廃止届、体制届、指定更新申請等については、移行後は指定を受けている市町が提出先となります。

※平成28年4月1日以降に事業所の利用定員を変更する場合は、変更後の利用定員によって指定権者が変更になる場合があります。